

# 第10回 新五流総フォローアップ委員会 議事要旨

日 時：平成26年3月25日（火）9：30～11：30

場 所：県庁 議会東棟2階 第2面会室

## 1. 議事

- (1) 県民から提出された意見及び考え方
- (2) 各流域のプラン改定
- (3) 今後の進め方

## 2. 議事要旨

- (1) 県民から提出された意見及び考え方

事務局よりパブリックコメントによって県民から提出された意見と、それに対する県の対応及び考え方について説明があり、質疑がなされた。

交わされた質疑応答の主な内容は以下のとおりである。

・前回に比べて章立てを変えていただいて「基本的な考え方」が明確に見えるようになったので、そここのとりに河川環境に関する文言を追加した方がよいかと思う。

最後のところにこれらハード対策の実施に当たっては、河川の環境機能を損なうことなく、より増進させると、また同じ観点から維持管理にも努めると、そういうものを最初に入れていただくと、パブコメでも触れられていることが多かったので、そうすると上の図とも対応するので、図には入っているが、文書にないので、入れていただくとよい。

・最後に感想もいただいているので、今後もさらに精進していくというような、そのようなレスポンスを返していただいてもいいかと思う。

・斜めの線よりは、何か入れておいた方がいいのではないか。

(配布資料の表では、県の対応がないため斜線としていたことに対する意見)

・P4の18番、耐震化・長寿命化の中で河川堤防は直接的には触れられていないので、ここで誤解を招いてしまうのではないか。

前のところで河川堤防については、ここでは対象としないと追記されているので、これについては、なぜ違うのかということをしつこく触れておいた方がいいのではないか。

ひとつは劣化機能、劣化機構、劣化過程が他の構造物とは基本的に違うことが挙げられる。土構造物は時間が経過すれば馴染み、しっかりしてくる、一方で、雨水とかそういった

たもので表面については変状をきたしてくる、そういったものについては日常の維持管理で対応できるというところがある。

それから、地震時の被災形態についても他の構造物とは随分違っていて、液状化によって崩れる、それ自身が崩れることもあるが、そういうことがあるのでここでは扱っていない。

簡単に言えば「劣化過程と被災形態が違うので、ここでは扱っていない」ということを加えておいてもらえるといいかと思う。

・最初の方の、工事指導者の方には河川環境を含めた幅広い知識がほしいというところで、コメントとしては自然共生工法管理士という基本的にはこういうような資格を取って、積極的に取り組もうというのはいいいが、設計・施工・維持管理という形になると、なかなか現場の方だけが資格を取ってできるというわけではなく、例えば今年行われた川づくりの事例報告会とか、あるいはいろんな自然共生研究会や勉強会とか、そういうところを何等か施工の方にフィードバックできるようなシステムもこんなものがあるとか、資格はもちろん取っていただくが、何らかの仕掛けも見えてくるとより説得力があるかと思う。

・関連して、総合評価の加点要素になっているわけなので、そのあたりを具体的に書いてもいいのかと思う。

・橋梁工事の話ですが、これは架け替えなのか、新たに造られたのか、架け替えであれば間違いなしに安全性は上がると思うのだが。

→新設の工事です。

・それであれば、「構造令等安全についてきちっと配慮された」という文言をひとつ入れていただいた方がいい。「安全について配慮された関係法令に従って」という言葉です。

・10番目の方、この文書では「善意に解釈する人が」とあって、これについて全体的な考え方のところで触れていただくのはいいいが、繰り返してこの部分にも書いておいてほしいのではないかと思う。

4のソフト対策をやるというところの前に「計画の規模を超える、あるいは現状の能力を超える」という、それをこの場所にも付け加えてほしいということだと思う。

そうすれば、よりこれをやらなければいけないということが、関係の方々に伝わってくるのではないか、そういう風にしてほしいということだと思う。

## (2) 各流域のプラン改定

事務局より各流域のプラン改定について説明があり、質疑がなされた。

交わされた質疑応答の主な内容は以下のとおりである。

・P67 ですが、洪水時の前に「大小の」という言葉を入れた方がよいかと思う。ちょっとした水でも非常に危険になる場合もあるので、洪水というところの規模を思い浮かべてしまうのですが、あえて小さいものも大事だということを入れておいた方がよいかと思う。

「小規模の洪水時であっても」というふうにして、実際少し浸かっている時に、少し雨が降ってきただけでも流されてしまうことも起きているので、特に最近の集中した降り方や都市施設の排水機能の高さ、都市施設だけではなく、水田などでも随分排水機能がよくなっているため。

・木曽川・飛騨川流域（資料2-3）のP47の（1）ですが、この書きぶりが他の流域の書きぶりや随分形状が異なっていると思う。例えば木曽川の方の流域は「着手前に河川環境に配慮していろんな工事の方法だとかを決めましょう」と書いてあるが、他のところは「環境に配慮してやりましょう」と簡単に済ませている。これは木曽川だけこのようにするのがいいのか、よくわかりませんが、書きぶりについて統一しなくていいのか。

もう一点は、土岐川流域のP36ですが、植生が生育するという言葉はないので、「在来植生が生育する」という言葉を書かれているので、これも植生ではなく植物が生育するという形に直すべきではないかと思う。

（「在来植生が生育する」という言葉について）他のところは直っているかと思う。

→（「在来植生が生育する」という言葉について）修正の時の間違いだと思う。

同じように直したため、転記ミスだと思う。

・（木曽川・飛騨川流域（資料2-3）のP47の（1）について）本質的な問題は、この書きぶりは揃えなくていいのか。全部揃える必要はないが、書き方が大分変わっている。普通に見た時に、特に木曽川・飛騨川のP47の書きぶりは非常にわかりやすく書いてあるため、これをベースにして書いた方がいいのではないかと思う。

・災害復旧でも周りを見れば元々どうだったかわかるので、それをチェックした上で、それにあつたような形の共生工法でやればいいのではないか。

・そういう意図をここに明確に示した方が、多分、他の流域ではどのように保全に努めればいいのか分からないため、着手前にしっかり見てやりましょうとすれば、本筋論かと思う。

・全部文言を一緒にする部分も必要でしょうし、それぞれ流域によっての特徴もあると思うのですが、木曽川はこういうふうにするのだというものがあるのかもしれませんが。

・木曽川・飛騨川に書かれている P47 のことは、通常、アセスでもそうだが、やる前にチェックすることは当たり前のこととして書かれているので、特殊な環境があるからということ、保全・特殊な環境について配慮すればいいことで、実際に河川を改修するに当たっては、これぐらいのことはやった上で、工事をやると話をしているので、これが基本文書になっていくと思う。

・一般の方が読まれると「木曽川は事前チェックするけど、他はやらなくていいのか？」あるいは逆になったりすると、何のための共生工法かといわれてしまう。

→基本カリキュラム、ポリシーは一緒です。

ただ、言葉が丁寧に書いてあるのか、少し言葉足らずなところがあるという、その辺が若干の差があるのかと思うが、各流域で取り組む姿勢というのは何ら変えるつもりはない。むしろ一緒の考え方で自然共生に取り組まなければいけないと、県として考えている。ただ、ご指摘いただいて少し言葉足らずなところがあるのだとしたら、そこは反映させていただくということによろしいでしょうか。

・例えば、木曽川のところの P47 の 2 つ目の段落、「自然と共生した川づくりを進めるにあたり」というところは、各流域で全て文言を通してある。これに対して、整備前の、例えば「表層土を利用し植生回復を行う場合、その場所がこれこれが多く生育していた環境であれば」とあり、ということは事前に調査しないさいということです。

見た上でという意味なので、内容的には考慮されているというように理解もできますが、ご指摘があったように、他のところで誤解を与えないとも限らないので、その辺りをどのように示すのがいいのか。

→先ほどいただいた意見もありますので、それと併せて直すことは可能です。

今日は改定版という形でお示しさせていただきましたが、今日いただいた意見を反映して、改定ということでご了承していただければと思う。

・はい。

・長寿命化の件ですけど、例えば、揖斐川ですと、具体的な進め方というのが河川の改修とかそういったことに関してはかなり具体的に記載されているんですが、長寿命化に関しては、さらっと書いている感じがして、どこの排水機場だとか、どこの水門だとか、

そういったことがこの中には書いてないと思う。

→P35 の表の 1 4 に長寿命化の対象施設について具体的に明示している。

長寿命化だとか、耐震化の基本的な進め方というのは、全流域共通なので、前段になりますが、P30 の例えば（3）のあたりで、具体的な長寿命化の進め方だとか、あるいは P32 に耐震化の進め方というのを記載させていただいている。この考え方に基づいて先ほど申し上げた対象施設の点検・整備・補修等を図っていくという考え方です。

・例えば、P34 に 4.2 として段階的な進め方で、ハード対策、治水施設の整備ということで、いろんな川の改修のことが書いてある。長寿命化に関しては表 1 4 で対象となる施設は全部リストアップしてあるが、これをどういう形でやっていくのか。

いわれるように P30 に基づいてやっていくということに向けて、これからそういったことをきちっと評価しながらやっていくという、そういうことなんだと思うが、これから具体的に点検をきちっと行くと、それを通じてやりますというのが、それがどこかに書いてあるのか。

→まず、この長寿命化・耐震化の基本的な進め方というのはどの施設であれ同じです。

それで P30 から、あるいは P32 のところで、長寿命化・耐震化のそれぞれの進め方、さらに長寿命化のことでいえば、P32 の一番上のところになるが、計画のフォローアップということで、点検結果で健全度評価を行って、その結果を踏まえて、今見込んでいる、例えば整備・更新計画というものを順次入れ替えをしていく、こういう主旨でこの PDCA の文は入れている。

そういう考え方のもとに、それぞれ P35 に書いている施設について実際点検等を行うということである。

・さらっと書いてあるところと、そうでないところと、気があるところは後で書いてある「河川改修に際しては」とか、それは長良川もそう書かれているので、そういう文言が入ればいかと、入ってないところも、最初に聞いたのは書かれていますし、後は、後ろに書いてあるのもある。

### （3）今後の進め方

・本日第 10 回のフォローアップ委員会を開催し、今日のことを踏まえて最終的なプランにしたいと考えている。

来年度以降ですが、フォローアップ委員会と地域委員会については、毎年一回程度開催したいと考えている。

地域委員会で意見をいただき、進め方としてはPDCAサイクルと先ほど話にもありましたが、今後、その中身を順次チェックしていくことが必要なので、この点については、地域の代表者からなる地域委員会、フォローアップ委員会の方で、ハード及びソフトの個別事業について進捗管理をしていきたいと考えている。

地域委員会で出た課題や思いは、今後フォローアップ委員会の先生にご助言をいただきながら、その先の取り組みの方向を調整しながら進めていきたいと考えている。

・この改定ですが、これまで河川整備計画が圏域ごとに作られていて、それに対するフォローアップの面も兼ねているところもあるのではないかと思います。

これを出されていく時に、改定にあたってというような文書が書かれていれば、そういった面もあるということをし少し触れるといいかと思う。

河川整備計画に関しては国の方でもフォローアップをしていこうという思いがあるようなので、今後のスケジュールの中に少し盛り込んでもらえればいいかと思う。